労働基準法の一部を改正する法律

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「 (契約期間等)」 に改め、 同条中「一 年 を「三年」 に 三年」 を「五年」 に改

め、 同 · 条 第 一号中 新 商 品 新役 務若しくは 新 技 術の 開 発又は 科学 に関する研 究に必要な」 を 削 IJ こ の

高度の専門的知識等を有する労働者が不足している事業場におい

及

条」

を「この号」

に改め、

当該

び 新 たに を 削 וֹיֻ 同条第二号を削り、 同条第三号中「 前二号」を「前号」 に改め、 同号を同条第二号と

し、同条に次の二項を加える。

厚生労働大臣は、 期間 の定めのある労働契約の締結時及び当該労働契約の期間の満了時において労働者

と使用者との 間 に紛争が生ずることを未然に防止するため、 使用 者が講ずべき労働 契約 の期 間 の 満了 に係

る 通 知 に 関 す á 事 , 項 そ の他必要 な事 頃に つい 7 の 基 準 を定めることができる。

行 政官庁は、 前項 の基準に関 Ų 期間の定めのある労働契約を締結する使用者に対し、 必要な助言及び

指導を行うことができる。

第十八条の次に次の一条を加える。

(解雇)

第十八条の二 使用者は、 この法律又は他の法律の規定によりその使用する労働者の解雇に関する権利が制

限されてい る場合を除き、 労働者を解 雇することができる。 ただし、 その解 雇が、 客 観 的に 合理 的 にな理 由

を欠き、 社会通念上相当で あると 認め 5 ħ な L١ 場 合は、 そ の 権 利 を濫 用 L たも のとして、 無効とす

第二十二条の見出しを「

(退職時等の証明)」

に改め、

同条第二項中「

前項」

を「前二項」

に改め、

同 条

第三項中「 予め」 を「 あらかじめ」 に 第一 項 をっ 第 一 項及び第二項」 に改め、 同条第 項の 次に 次の

一項を加える。

労働者が、 第二十条第一項の解雇の予告がされた日から退職の日までの間において、 当該 解雇 の理由に

つ しし て 証 明 書 を請求した場合に おいては、 使用者は、 遅滞 なくこれを交付し なけ 'n ば ならな ίį ただ

解 雇 の 予 告がされ た日以 後 に労 働 者が当該 解 雇 以 外 の事 由に より退 職 L た場 合に お しし ては、 使用 者は、 当

該退職の日以後、これを交付することを要しない。

第三十八条の三第一項を次のように改める。

使 用者が、 当 該 事業場に、 労 働 者の 過半数で組織する労働組合があるときはその労働 組合、 労働 者の過

半数で組織する労働組合がないときは労働 者 の過半数を代表する者との 書 面 によ る 協定によ ij 次に 掲げ

る 事 項を定めた場合において、 労働者を第一号に掲げる業務に就かせたときは、 当該労働者は、 厚生労働

省令で定めるところにより、 第二号に掲げ る時間労働し たものとみなす。

業 務 の 性 質 上その遂行 の方 法 を大幅 に当該 業務 に従 事す る労 働 者 の 裁 量 に ゅ だね る必要が あ る た め、

当該業務 の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をすることが困難なものとし

て厚生労働省令で定める業務 のうち、 労働者に就かせることとする業務 (以下この条にお 1) て 対 象業

務」という。)

対象業務に従事する労働者の労働時間として算定される時間

対 象業務 の 遂 行 の手段及び)時間配 分の決定等に関 Ų 当該対 象業務に従事する労働 者に対 し使用者が

具体的な指示をしないこと。

四 対象業務に従事する労働者の労働時間の状況に応じた当該労働者の健康及び福祉を確保するための措

置を当該協定で定めるところにより使用者が講ずること。

対象業務に従事する労働者からの苦情 の処理に関する措置を当該協定で定めるところにより使用者が

五

講ずること。

六 前各号に掲げるもののほか、 厚生労働省令で定める事項

第三十八条の四第一 項中「 事業運営上の重要な決定が行われる事業場において、 を削り、 設置された

場合」 を「 設置され た事 業場 に ¬ 全 員 の合意」 を「五分の 四以上の多 数に よる議決」 に改 め、 同 第二

項 第一号中「指名され、 かつ、 厚生労働省令で定めるところにより当該事業場の労働者の過半数の信任を得

前三号」 る _ を 前二号」 に改め、 同号を同 頭第三号とし、 同項第二号を削り、 同条第四項 同項第三号を同項第二号とし、 中「 その他 の厚生労働省令で定める事項

同

項第四号中

て l 1

を

指名されている」

に改め、

を削り、 同条第五項中「全員の合意」を「五分の四以上の多数による議決」 に改める。

第七十条中「第十四条」 を「第十四条第 項」 に改める。

第八十九条第三号中 事 項 の下に「 解 雇 の事 由を含む。 を加っ える。

第百十九条第一号中「第二十二条第三項」を「第二十二条第四項」 に改める。

第百二十条第一号中「第二十二条第一項若しくは第二項」 を「第二十二条第一 項から第三項まで」 に改め

附則

(施行期日)

第 条 この法律は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

(地方公務員法の一部改正)

第三条 地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第三項中「第二条、」を「第二条、第十四条第二項及び第三項、第十八条の二、」に、「及

び第百二条」を「並びに第百二条」に改める。

(地方公営企業法の一部改正)

第四条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「 地方公務員災害補償 法 (昭和四十二年法律第百二十一号)第二条第一 項に規定す

る者に適用される場合に限り、 第五十八条第三項中労働基準法」 を「同条第三項中労働基準法第十四条第

二項及び第三項並びに第十八条の二に係る部分並びに同法」 に改め、 「係る部分」 の下に「(地方公務員

災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。)」

を加える。

(労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第五条 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法(平成四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第七条中「全員の合意」を「五分の四以上の多数による議決」に改め、 同条第二号を削り、 同条第三号

を同条第二号とし、 同条第四号中「前三号」を「前二号」 に改め、 同号を同条第三号とする。

理 由

労働条件をめぐる社会経済情勢の変化の中で、 労働者の就業意識の変化に対応しつつ労働者が主体的に多

労働契約の終了をめぐる紛争を未然に防止する等のため、

労

働契約 の 期間 の上限を延長するとともに、 解雇に係る規定を整備するほ か、 裁量労働 制 に 係る手続及び要件

様な働き方を選択できるようにするとともに、

の見直しを行う等の必要がある。 これが、 この法律案を提出する理由である。